

# 家屋の固定資産税 「冷蔵倉庫用のもの」の適用範囲の拡大について (お知らせ)

下記の要件に該当する冷蔵倉庫用家屋の所有者はご連絡ください

固定資産税評価基準の改正により、非木造家屋の倉庫用家屋のうち、「冷凍倉庫用のもの」が「冷蔵倉庫用のもの」に変更され、次のとおり適用範囲が拡大されました。

「冷蔵倉庫用のもの」の範囲は、これまで冷凍倉庫用のものと扱われていたものを含め保管温度が10℃以下に保たれる下記の要件を満たしている倉庫となり、平成24年度分の固定資産税から適用となります。

現在、非木造の冷蔵倉庫用家屋については、一般の倉庫用家屋と同じ経年減点補正率で評価していますが、平成24年度の評価替えより、経年減点補正率が一般倉庫用よりも早く減少する冷蔵倉庫用に変更されます。そのため、一般の倉庫用家屋に比べて、固定資産税評価額が一般的に減価します。(一定年数を過ぎたものは評価額が変わらない場合もあります。)

事前に実地調査が必要となりますので、下記の要件すべてに該当する家屋を所有されている方は、税務課へご連絡ください。

※経年減点補正率とは、家屋に係る固定資産税を計算する上で、年数の経過に応じて生ずる損耗の状況による減価を表した値です。

## 冷蔵倉庫用家屋の適用要件

- 主体構造が非木造(鉄筋コンクリート、鉄骨、軽量鉄骨造など)の倉庫用家屋であること
- 家屋自体が冷蔵倉庫機能を持っていること
- 冷蔵倉庫の保管温度を10℃以下に保つことができること
- 冷蔵倉庫部分が家屋の主たる用途となっていること

## 対象とならない場合

- 木造の倉庫
- 常温の倉庫内に冷蔵庫が置かれている場合
- 家屋に占める冷蔵倉庫の床面積が、他の用途の面積より少ない場合

## 資料

- 冷蔵倉庫用家屋の評価基準の改正 (別添)